

答申個第33号

平成27年7月22日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年1月5日付け西地第25号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

コンプライアンス推進室が確認した確認事項、庶務係長の回答事項が分かる文書の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第45号）







7月22日 審議（平成27年度第4回会議）

※ 異議申立人から意見書は提出されなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会（部会長 市川 喜崇）